

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 健康保険法による保険医療機関の指定
 - 健康保険法による保険医の登録
 - 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
 - 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
 - 保安林の指定の解除
 - 解除予定の保安林
 - 土地配分計画の作成
 - 公共測量の実施
 - 土地の用途廃止
 - 定例教育委員会の会議の招集
- ◇ 教 委 告 示
 - 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 公 告
 - 昭和四十三年度鳥取県職員採用中級試験の実施
 - 二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採 用
昭和四十三年八月十六日	浅津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目三三九	産科、婦人科、内科、小児科、放射線科	浅津哲夫		点數表
	米子市和田町一七〇	小児科	世良田 昭	昭和四十三年九月一日	乙表	点數表
	西福原一七八の七	精神科	近藤 務		甲表	点數表
	昭和三〇	内科、小児科、放射線科	竹田 明	十一月	乙表	点數表
	倉吉市堺町二丁目九六二の三	胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科	西田竜之介			
	上井町二丁目九	呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科	川本悦夫			

松本歯科医院	鳥取市上魚町 五〇	齒科	松本治男	〃	〃
鳥取県職員 歯科診療所	二丁目二二〇	〃	鳥取県知事 石破二朗	〃	十三日
					点数表

鳥取県告示第六百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
牧野 孝三	米子市上福原 一六九三の二	鳥医 一三八七	昭和四十三年七月八日

鳥取県告示第六百二十一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百乙十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月十日から施行する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県 福井県 羽郡 大阪府箕面市 高知県須崎市 同県香美郡
同県長岡郡 大分県 宮崎県 鹿児島県

鳥取県告示第六百二十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及びひな前後一月以内のものを除く。
 - 2 肝てつ検査
牛。ただし、生後三月以内のもの及びひな前後一月以内のものを除く。
 - 3 ひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
 - 4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- 別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日		実施区域	実施場所
第一次	第二次		
九月十七日	九月二十日	鳥取市	美穂、明治検診場
十八日	二十一日		
二十四日	二十七日	美穂	"
二十五日	二十八日		
"	"	倉田	"
"	"		

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十日	鳥取市	美穂、明治検診場
二十一日	"	美穂
二十七日	"	千代水
二十八日	"	米里
"	"	倉田
二十六日	関金町	明高、荒田、今西、崎山
"	赤碓町	八幡、別所、上別所
二十七日	関金町	浅井、郡家、金屋
"	東伯町	美好、下大江
二十八日	赤碓町	金屋、高岡

"	東伯町	下光好、光好
"	赤碓町	光、尾張
三十日	大栄町	"
"	"	大谷、六尾、西穂波、干目

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月十八日	船岡町	各種鶏場
十九日	郡家町	"
二十日	鹿野町	"
二十一日	河原町	"
二十四日	鳥取市	"
二十五日	"	"
二十六日	"	"
二十七日	鹿野町	"
二十八日	用瀬町	"
三十日	八東町	"
十月一日	気高町	"

鳥取県告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九七七、一九八一の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の四四九、大字海土字高浜八八九の五〇一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

宅地造成のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字赤松字門野五六七の二、五六七の三、五六七の七九、五六七の一〇四、字机一六六一、字峯ノ手一六六三から一六七三まで、一六七四の一、一六七四の二、一六七五、字中曾根一六七六から一六九八まで、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の二、一七〇〇の五七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年九月二十日午後一時から

鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県警察本部内（県庁七樓）

鳥取県公安委員会委員長

二 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡家町郡家二三〇の一番地

藤田 とし子

公 告

昭和43年度鳥取県職員採用中級試験を次の要領により実施する。

昭和43年9月10日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	勤務場所
栄 養 士	約 2 名	鳥取市に所在する県立病院

2 受験資格

(1) 現に栄養士の資格を有する者又は昭和44年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者で、次のアからウまでのいずれかに該当する女子が受験できます。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学を昭和41年3月以降に卒業した者又は昭和44年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和15年4月2日以降に生まれた者

イ 人事委員会がアに該当する者と同等と認めたる者

ウ ア又はイに掲げる者のほか、昭和18年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁で以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般知能（判断推理・数的処理・

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「中級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名及び郵便番号を記入して、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和43年9月24日(火)から昭和43年10月11日(金)午後5時まで。郵便の場合は、昭和43年10月11日(金)午後5時までの着信のものに限ります。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶんに注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先及び郵便番号を記入して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

昭和43年7月27日及び7月28日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小谷番夫 藤田正次 小島明文 井上真太郎 川戸一郎 橋田武彦

斉藤健次 吉本 剛 森本 昇 御古武男 川口隆康 宇佐美安喜夫
財原美智恵 山本勝昇 松本弘志 向井 二 横山昌平 藤江英男
山本 洋 青砥好躬 森木忠義 内藤八州 小田嘉章 石尾勝義
栗塚利勝 川谷世紀 加藤卓雄 小倉一郎 黒田孝太郎 上川秀美
田中重嘉 若松健太郎 藤原徹美 井上 隆 木山洋志 福山昭弘
山本恒明 岸本 勇 植田勝一 榎田寿雄 富山隆雄 松本雄治